

# 発電側課金のアンケート等について

第18回 制度設計・監視専門会合  
事務局提出資料

2026年2月20日



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日の御報告

- 2024年4月から導入された発電側課金においては、発電事業者から発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁されていくことが想定されているが、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになってしまう。
- そのため、転嫁に係る協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（以下「転嫁ガイドライン」とする。）の趣旨に沿った契約交渉等が行われているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年1回実施することとされた。
- 先般、第12回制度設計・監視専門会合において、今年度の「発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート調査等の実施」について、御了承いただいたところ。
- 今回会合では、当該アンケート・ヒアリングを各小売電気事業者及び発電事業者に対して実施したため、その結果及び確認された課題への対応状況等について、御報告を行うもの。

# (参考) アンケート等の実施経緯について

第100回制度設計専門会合 資料 4  
(2024年8月)

## 発電側課金の転嫁ガイドラインとアンケート等の実施について

- 発電側課金は、発電料金の一部として小売電気事業者に転嫁され、ひいては最終需要家に転嫁されていくことが想定されている。
- このため、発電側課金の転嫁の円滑化については、既存相対契約の見直しが行われない場合、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負うことになるため、発電と小売との協議が適切に行われるよう「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(以下、「転嫁GL」とする。)の趣旨に沿った契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等がなされているかを把握する観点から、アンケート・ヒアリングを当面の間は、年に1回実施することと整理されたところ。

### ② 転嫁状況の監視

転嫁ガイドラインの趣旨に沿った適切な運用(契約交渉等に係る適切な情報開示やルール設定等)がなされているかを把握する観点から、以下の流れによりアンケート・ヒアリングを実施する。

なお、アンケートの対象者については、多くの声を拾う観点から、高度化法達成計画の報告対象となっている小売電気事業者や新電力及び太陽光といった発電事業者等を念頭に想定している。また、相対契約の契約期間は、多くが1年契約となっていることから、更新頻度に合わせ、当該アンケート・ヒアリングについても、制度導入後、当面の間は、年に1回の実施を予定している。

発電側課金について  
中間とりまとめ  
一部強調  
(2023年4月)



**1. アンケート調査等の実施結果**

2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況

3. 次年度のアンケート調査等

# アンケートの実施概要について

- 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート（実施期間：10月8日～11月5日）について、太陽光・風力発電事業者、大規模・小規模な小売・発電事業者及び自家発電事業者含め、**対象の164社のうち、115社（小売：80社、発電70社（小売・発電双方の立場の場合もあり））からの回答あり（回収率：71%）** ※昨年を対象145社のうち、126社（小売：83社、発電70社）から回答あり（回収率：87%）

## ○WEBアンケートフォーム

発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート  
(電力・ガス取引監視等委員会)

【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

<小売電気事業者の立場の場合>

※小売電気事業者に該当しない場合は以下「次へ」を押下してください。

1. 発電側課金を知っていますか。 必須

はい  いいえ

2. 「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」（転嫁ガイドライン）を知っていますか。 必須

はい  いいえ

3. 相対契約による電力取引を行っていますか。 必須

はい  いいえ

### 小売電気事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者	59社
大規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	8社
小規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	13社

※大規模小売電気事業者：年間の契約規模が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模小売電気事業者：年間の契約規模が1,500万kW未満の事業者から選定

### 発電事業者

アンケート回答事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者(うち自家発電事業者: 4社)	27社
自家発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
大規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
小規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	7社
太陽光発電事業者（高度化法報告対象を除く）	21社
風力発電事業者（高度化法報告対象を除く）	10社
水力発電事業者（高度化法報告対象を除く）	1社

※大規模発電事業者：年間の発電能力が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模発電事業者：年間の発電能力が1,500万kW未満の事業者から選定

# 主なアンケート結果について

- 主なアンケート結果については以下のとおり。**未転嫁やトラブル等に係る回答をした事業者に対しては、別途ヒアリングを実施している（16ページ参照）。**

## <主なアンケート結果>

- 発電側課金を知っている：**98%**（113件）、転嫁ガイドラインを知っている：**87%**（100件）
- 相対契約の見直し協議が行われた：**69%**（62件）

（以下、相対契約の見直し協議が行われた中での数値）

- 発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった：【小売】**6%**（3件）、【発電】**5%**（2件）  
発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった：【小売】**6%**（3件）、【発電】**8%**（3件）
- 協議にあたってトラブルが生じた：【小売】**9%**（3件）、【発電】**6%**（2件）

（参考） 昨年の主なアンケート結果

- 発電側課金を知っている：98%（123件）、転嫁ガイドラインを知っている：83%（104件）
- 相対契約の見直し協議が行われた：61%（60件）

（以下、相対契約の見直し協議が行われた中での数値）

- 発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった：【小売】16%（8件）、【発電】16%（6件）  
発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった：【小売】6%（3件）、【発電】8%（3件）
- 協議にあたってトラブルが生じた：【小売】18%（8件）、【発電】3%（1件）

# (参考) アンケートの調査項目について

第12回制度設計・監視専門会合 資料5  
(2025年8月)

## アンケートの調査項目の具体例

※太字は前回アンケートからの変更点

### 【小売電気事業者と発電事業者の共通事項】

※1 両方の立場の場合、両方の状況をお答えください。

※2 原則直近1年の状況についてお答えください。過去アンケートにお答えいただいておりますが、変更のない場合は、その内容を転記いただいても差し支えございません。  
(集計の問題上、「昨年度と同様」という回答は避けてください。)

- ・発電側課金を知っているか。
- ・転嫁G Lを知っているか。
- ・**相対契約による電力取引を行っているか。**
- ・**発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われたか。**
- ・**相対契約の見直し協議が行われた場合、いつ頃に協議が行われたか。**
- ・**協議の結果、発電側課金の転嫁が行われたか。また、いつから転嫁が実施されたか。**
- ・**発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行ったか。**
- ・**エリアによって発電側課金のkW課金及びkWh課金の単価が異なる場合があるが、どのように相対契約の取引価格に転嫁を行ったか。**
- ・**発電側課金の転嫁額の内訳の明示はどのように行われたか。**
- ・協議の際に何らかの工夫が行われたか。
- ・協議を行う際にトラブルは生じなかったか。
- ・**情報発信サイトの情報等は活用しているか。**

### 【小売電気事業者】

- ・**相対取引で契約している発電事業者が卸電力市場や相対取引などの複数の方法で売電している場合、御社としては相対契約における発電側課金相当分の転嫁をどのように進めたか。**
- ・**発電側課金の導入に伴う需要側託送料金の減額分について、どのように想定したか。**
- ・**複数の発電事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように需要側託送料金の減額相当分を案分したか。**

### 【発電事業者】

- ・**卸電力市場や相対取引など、複数の方法によって売電を行う場合、発電側課金の転嫁をどのように行ったか。**  
特に、相対取引に関しては、どのように転嫁の額を決めたか。
- ・**複数の小売電気事業者と相対契約を結んでいる場合、どのように発電側課金相当分を案分したか。**
- ・**御社の所属するグループの傘下に、小売事業者が存在する場合、グループ外とグループ内の小売電気事業者に対して、どのように内外無差別を確保したか。**
- ・**2024年度におけるkW課金とkWh課金の負担割合はどのようであったか。**

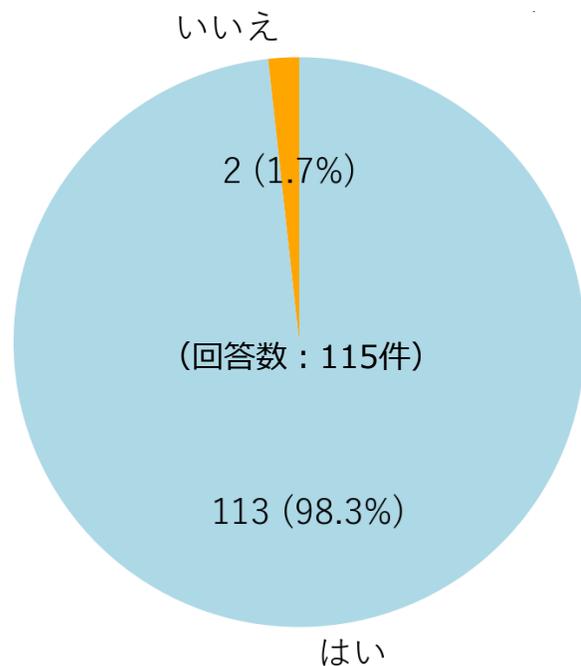
# 発電側課金の認知度

- 発電側課金は太宗の事業者が認知していた。
- また、発電側課金の情報の入手先は昨年同様、国のホームページが大半を占めていた。

○ 発電側課金を知っていますか。

小売電気事業者

発電事業者

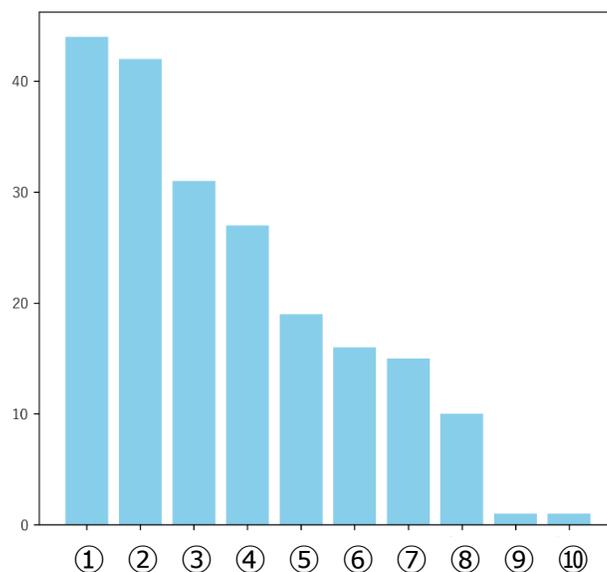


(参考) 昨年の回答  
はい：123 (98%)  
いいえ：2 (2%)

○ 発電側課金をどこで知りましたか。(複数選択可)

小売電気事業者

発電事業者



- ① エネ庁のHP
- ② 一送からの発電側課金開始に伴う通知文
- ③ 監視等委のHP
- ④ 取引先の小売電気事業者・発電事業者
- ⑤ 送配協と監視等委の契約者向け説明会
- ⑥ 電力会社のHP
- ⑦ 新聞記事
- ⑧ ネット上の記事・ブログ
- ⑨ (一財)日本風力発電協会の情報提供
- ⑩ 勉強会

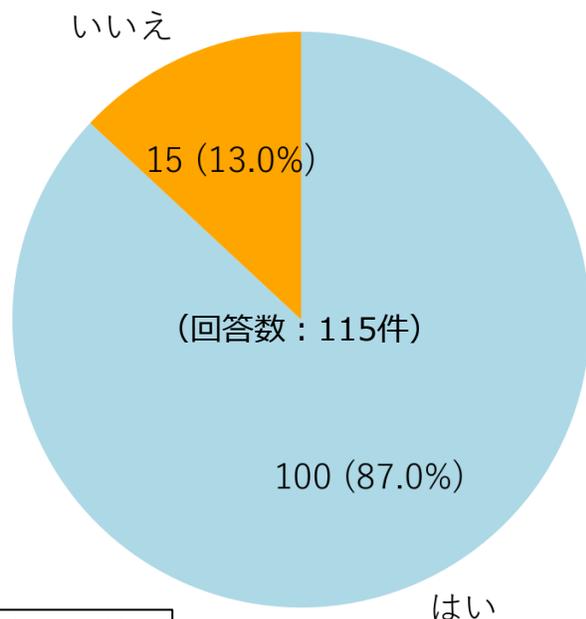
# 転嫁ガイドラインの認知度

- 「**相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針**」について、**知っている**と回答した事業者は約9割であったが、昨年同様、**認知していない事業者も一定数存在する**。
- また、**転嫁ガイドラインの情報の入手先は、昨年同様、国の審議会やホームページが大半を占めていた**。

○ 「**相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針**」を知っていますか。

小売電気事業者

発電事業者

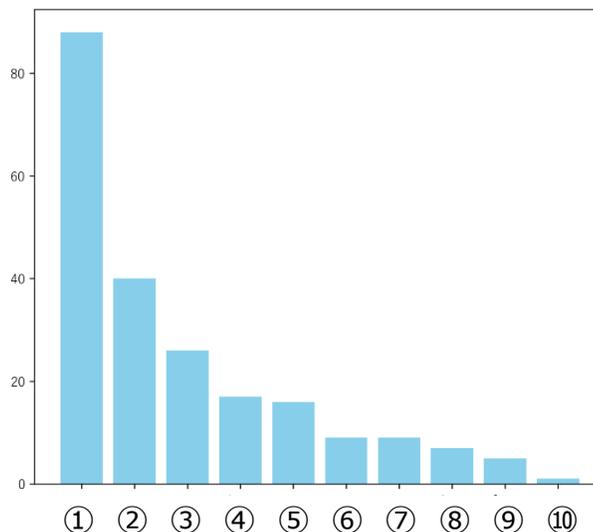


(参考) 昨年の回答  
はい: 104 (83%)  
いいえ: 22 (17%)

○ 「**相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針**」をどこで知りましたか。(複数選択可)

小売電気事業者

発電事業者



- ① 国、監視等委の審議会・資料
- ② エネ庁のHP
- ③ 監視等委のHP
- ④ 取引先の小売電気事業者・発電事業者
- ⑤ 送配協と監視等委の契約者向け説明会
- ⑥ 転嫁ガイドライン(案)に係るパブリックコメント
- ⑦ 電力会社のHP
- ⑧ 新聞記事
- ⑨ ネット上の記事・ブログ
- ⑩ 一送からの発電側課金開始に伴う通知文

# 見直し協議の実施有無

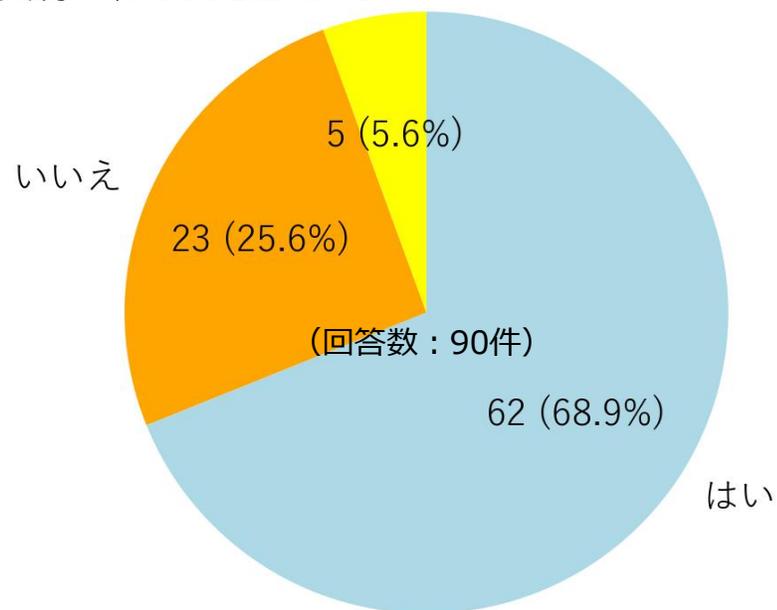
- 相対契約を持つ事業者のうち、**見直しが行われた事業者は約7割**であった。
- 見直しが行われていない理由としては、**新規契約で見直しが不要等との回答**であった。

○**発電側課金の導入に伴う、相対契約の見直し協議が行われましたか。**

小売電気事業者

発電事業者

一部の契約で行われなかった



(参考) 昨年の回答  
はい : 60 (61%)  
いいえ : 28 (26%)  
一部契約で行われなかった : 10件 (10%)

○**なぜ、相対契約の見直し協議が行われなかったのか、その理由について教えてください。**

小売電気事業者

発電事業者

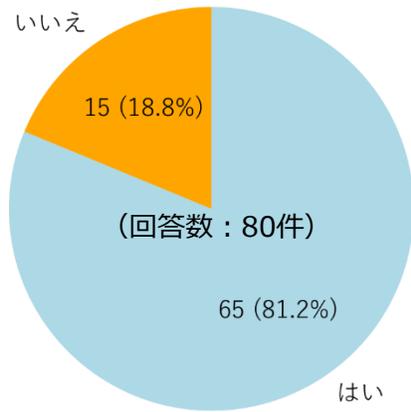
- 発電側課金導入後の新規の相対契約のため。
- 単年契約であり、見直しが必要ないため。
- 見直す必要のある相対契約がないため。
- 特定の発電所を原資とした相対契約はなく、互いに提示する契約単価に発電側課金相当分が含まれている認識で合意していることから、特に見直し協議は行っていない。

# 情報発信サイトの情報等の活用について

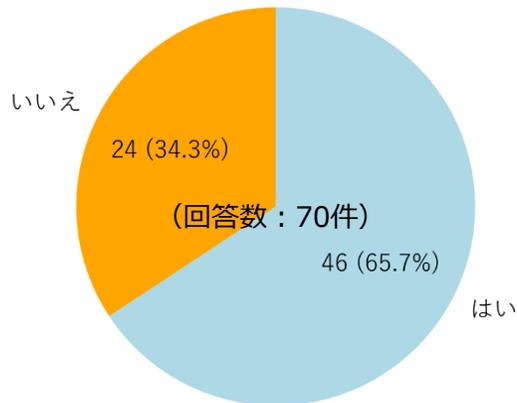
- 昨年のアンケート結果を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会のHP等の情報発信サイトを更新。同サイトを活用している事業者は小売電気事業者は約8割、発電事業者は約6割強であった。

○電力・ガス取引監視等委員会のHP等の情報発信サイトの情報等は活用されていますでしょうか

## 小売電気事業者



## 発電事業者

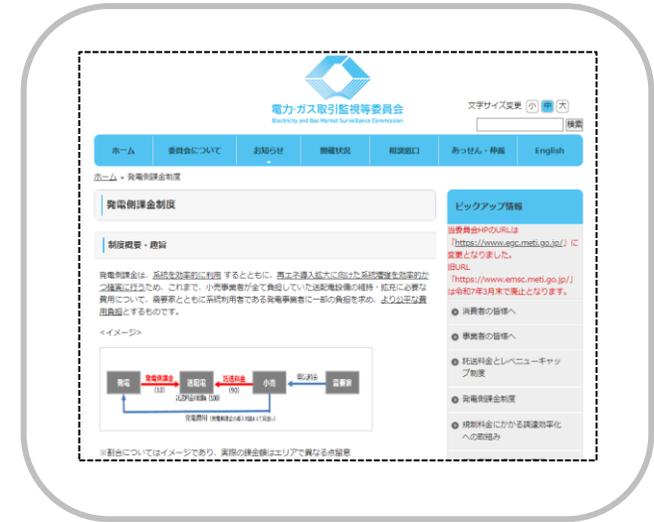


## ○HP掲載内容

### トップページ



### 特設ページ



<https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>

# 発電側課金の転嫁方法

- 発電側課金のkW課金とkWh課金相当分の転嫁方法については、**一般送配電事業者が定める課金単価や発電事業者における発電側課金の実績額等を踏まえた転嫁が行われていること等の回答があった。**

○**発電側課金については、kW課金とkWh課金相当分をどのように転嫁を行いましたか。**

## 小売電気事業者

- 発電事業者との協議結果に応じて、発電側課金額の想定値または発電側課金額の実績額の転嫁が行われた。
- 一般送配電事業者が定める発電側課金のkW課金単価及びkWh課金単価に基づいて算定された金額、または発電側課金相当額のkW課金分をkWh課金に換算して算定された金額を相対契約の購入電力料金に反映する形で転嫁を受けた。
- 従量料金一本の契約では、kW課金とkWh課金相当分を考慮した単価をもとの従量料金から差し引いて契約を再締結して転嫁したケースがあった。

## 発電事業者

- 一般送配電事業者に支払った発電側課金の実績額をそのまま小売電気事業者に転嫁した。
- 基本的にkW課金については発電事業者からの調達kWに基づいて発電側課金の基本料金単価、kWh課金については立地エリアの発電側課金の従量料金単価を念頭に置いて協議を実施し、転嫁した。





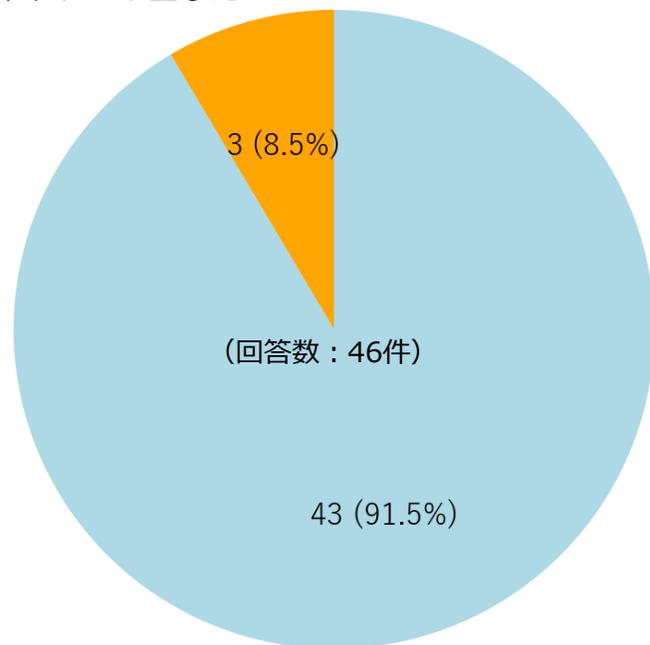
# トラブルが生じた事案

- 相対契約の見直し協議を行った事業者のうち「トラブルが生じた」と回答した事業者は1割弱であった。当該事業者については別途ヒアリングを実施した（18ページ参照）。

○協議を行う際にトラブルは生じなかったでしょうか。

## 小売電気事業者

トラブルが生じた

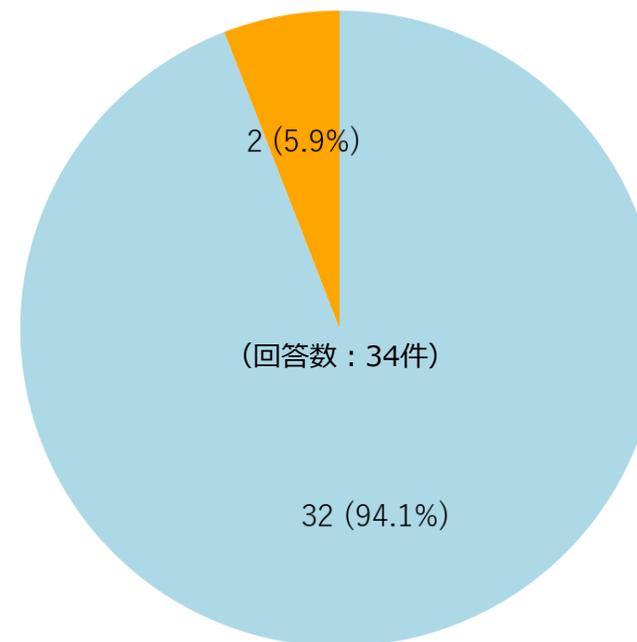


トラブルは生じなかった

(参考) 昨年の回答  
トラブルは生じなかった : 37 (82%)  
トラブルが生じた : 8 (18%)

## 発電事業者

トラブルが生じた



トラブルは生じなかった

(参考) 昨年の回答  
トラブルは生じなかった : 32 (97%)  
トラブルが生じた : 1 (3%)

# ヒアリングの実施概要について

- アンケートの回答があった115社のうち「発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった」、「協議にあたってトラブルが生じた」、「その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある」等の回答があった**15社（小売：13社、発電：13社）**に対して個別にヒアリング等を実施した。
  - ・ 実施期間：1月8日～16日
  - ・ 実施方法：メールとオンライン形式（1社30分程度）

## 小売電気事業者

ヒアリング対象事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者	11社
大規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	2社
小規模小売電気事業者（高度化法報告対象を除く）	0社

※大規模小売電気事業者：年間の契約規模が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模小売電気事業者：年間の契約規模が1,500万kW未満の事業者から選定

## 発電事業者

ヒアリング対象事業者の属性	回答事業者数
高度化法報告対象事業者(うち自家発電事業者: 1社)	11社
自家発電事業者（高度化法報告対象を除く）	0社
大規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	0社
小規模発電事業者（高度化法報告対象を除く）	0社
太陽光発電事業者（高度化法報告対象を除く）	1社
風力発電事業者（高度化法報告対象を除く）	1社

※大規模発電事業者：年間の発電能力が1,500万kW以上の事業者から選定  
小規模発電事業者：年間の発電能力が1,500万kW未満の事業者から選定

# ヒアリングの実施結果について①

- 今回のアンケートの「発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった」という回答について、ヒアリングを行ったところ、類型としては、概ね以下のとおりであった。
- 総じて、卸取引の協議や価格設定の方法等を踏まえ、双方合意の上、契約額を設定したものであり、「発電が小売に転嫁を実施したくても小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかった。

## <発電側課金相当額の一部の転嫁が行われなかった、または、発電側課金相当額の全ての転嫁が行われなかった>

- 発電小売の全体の契約の中で、容量市場等の他市場収益で発電側に十分な利益が上がっていること等を踏まえ、発電側課金の全額を小売側に転嫁しないことで双方が合意している事案。
- 発電側（太陽光）が小規模な場合の契約で、小売側からkWh料金のみで買取額の単価を提示する場合があります。発電側課金分を考慮する際にkW課金分はkWh課金に換算をするものの、事務コスト軽減の観点から、当該換算に当たっては一定の平均額のモデル値としたため、個別の発電所ベースで換算した場合の課金額とは完全には一致しないとされる事案。
- 発電小売の相対契約で、発電から小売への売電価格が、特定電源に紐づくコストベースではなく、電源を特定しないプライスベースの価格（コストベースの額を上回る価格）での契約となっており、トータルの価格に係る仕上がりの中で課金分を含めているとの事案。
- 新電力において、同一グループ内の小売側との取引であることを踏まえ、事務作業軽減のため全額転嫁を行わないこととした事案。

## ヒアリングの実施結果について②

- 今回のアンケートの「協議にあたってトラブルが生じた」という回答について、ヒアリングで確認したところ、以下のとおりであった。
- **発電事業者の制度の理解が不十分であること等により、契約締結等においてトラブルが生じたこと等が確認されており、関係者の制度理解の向上が引き続き必要。**

### <協議にあたってトラブルが生じた>

- 発電契約者（発電者から発電側課金を代理回収して一般送配電事業者に支払う者）の立場だが、制度開始当初、一部の発電事業者から「一送からの説明でなければ代理回収に係る契約の締結には応じない」と言われた。そこで、当該エリアの一送に対し、発電事業者向け説明資料の作成等に係る協力依頼をし、対処した。  
また、発電事業者との系統連系受電契約の結び直し及び再締結の合意にも苦慮。契約内容、託送約款、発調契約との整合等について各一送で解釈が異なる部分もあり、個別に協議を実施し、対応した。
- 発電事業者の立場だが、発電側課金という新制度について理解が足りない中で、契約書作成や会計対応を行う必要があったのがトラブルであり、同業他社や社内の専門家とも協力しながら手探りで解決していった。

## ヒアリングの実施結果について③

- 今回のアンケートの「**その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある**」という回答については以下のとおり。
- **一般送配電事業者に対する手続きの改善要望**については、23ページ以降で確認。

### <その他発電側課金の制度全般や一般送配電事業者との手続き等について要望がある>

- 発電BGの代表者による代理回収において、一送への支払方法に関して口座振替サービスを行っていただきたい。
- 代理回収の可否について、毎月の発電BGの代表者（発電契約者）への意思確認を省略してほしい。
- 発電側課金の請求データの連携タイミングを検針日+4営業日目よりも1日前倒ししてほしい。
- 「系統連系受電契約」のひな形や、「代理回収業務」に係る契約書文言例を示してほしい。
- 自治体（発電者＝発電契約者）向けに自己託送の運用委託を受けているが、代理回収業務のスキームではないため、自治体を經由しないと発電側課金の支払いができず、事務負担が多く掛かっている。自己託送においても、代理回収業務のスキームのように銀行口座振り込みを受け付けていただきたい。

1. アンケート調査等の実施結果
2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況
3. 次年度のアンケート調査等

# アンケート・ヒアリングの実施により確認された課題について

- アンケート及びヒアリングの結果、主に以下の課題が確認された。
  - ① 発電側課金制度に関する制度理解の更なる向上について
  - ② 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

# ① 発電側課金制度に関する制度理解の更なる向上について

- 発電側課金制度については太宗の事業者が認知していたが、ヒアリング等においても更なる理解度向上の取組の要望が多く見られた。新規参入者も多くいるところ、引き続き、制度理解向上に向けた取組が必要。
- 電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、廃棄物発電を行う自治体等が参加する民間のセミナーでの説明や、公営電気事業（主に水力発電事業）を行う自治体が加盟する団体との意見交換を実施。引き続き、制度理解の更なる向上に努めていきたい。

※昨年、①廃棄物発電を行う自治体等が加盟する関連団体（ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会及び全国都市清掃会議）への説明及び、当該団体経由で会員自治体等に留意点等の周知文の展開、②小売電気事業者（全731社）に対して留意点等の周知文の展開、③情報発信サイトの情報等の充実などを実施。

## ○ 民間のセミナー概要

日時： 2026年2月3日（火） 14:00-16:00  
場所： オンライン（ZOOM）  
主催： 一般社団法人ローカルグッド創成支援機構  
参加費： 無料  
対象： 地方公共団体職員 限定  
参加実績： 40名程度（32団体）  
関連内容： 発電側課金の概要について

## ○ 公営電気事業経営者会議との意見交換

- （団体概要）公営電気事業（主に自治体が経営する水力発電による発電事業）を行う24都道府県の24事業者の会議体
- 当該団体の事務局と以下の意見交換を実施
  - ① 発電側課金制度の主旨
  - ② 自治体が水力発電の公募入札を行う際に、発電側課金が適切に転嫁される形で入札を行うこと

## ②一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

- アンケート及びヒアリングにおいて、**発電側課金に係る一般送配電事業者に対する手続きの改善要望が複数寄せられたところ。**
- 同要望について、送配電網協議会及び各一般送配電事業者に共有の上、その詳細及び改善の可否等について確認を行ったところ、回答内容としては以下のとおり。
- **昨年度からの継続要望については、一定の進捗が確認されているところ。新規の要望についても、引き続き、事務局において対応状況の確認を実施していく。**

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第12回制度設計・監視専門会合(令和7年8月29日))	今回の一般送配電事業者への確認結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (継続要望) 検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 当面の対応として、CSVの文字化け及びCSV・Excel相互変換の反映方法に係る資料を作成したため、各一般送配電事業者においてHPへの掲載や発電契約者へのメール送付等の周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>全ての一送でExcel形式で対応できるように運用の変更を実施。</b></li> <li>※1 沖縄エリアでは、Excel対応以降も引き続きCSV形式での対応も継続(2025年度中に対応完了予定。2025年8月に事業者へ周知済)。</li> <li>※2 東京エリアでは、CSVからExcel及びExcelからCSVへ変換するツールを発電契約者へ配布することで実質Excel形式となるように対応(2025年11月に発電契約者に対してツールを配布済)。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (継続要望) 相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。</li> </ul>		

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第12回制度設計・監視専門会合(令和7年8月29日))	今回の一般送配電事業者への確認結果
-------	---	-------------------

・(継続要望) 発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者に結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。

➤ 2025年度中にシステム改修することで対応予定。

➤ **2025年11月に改修済。**

・(継続要望) 現在、代理回収実施後にインボイス帳票(請求機能なし)が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更を御検討いただけないか。

➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2026年度、2027年度目途に対応することで検討中(さらに1社対応時期が明確となった)。  
※ なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。

➤ **関西、四国エリアにおいては導入済み。北陸、九州エリアにおいては2026年度～2027年度目途に導入予定。その他の一般送配電事業者においても導入予定時期を設定した**(以下、参照)。

会 社	導入予定時期
北海道	2032年3月 (開始時期の早期化について検討中)
東 北	2030年度
東 京	2030年度(2028年度以降で開始時期の早期化について検討中)
中 部	2028年度以降、可能な限り早期に実施
北 陸	2026年4月
関 西	導入済
中 国	2030年4月頃 (2028年度以降で開始時期の早期化について検討中)
四 国	導入済
九 州	2027年度中
沖 縄	2026年度以降早期に実施

(前ページの続き)

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
<ul style="list-style-type: none"><li>（新規）発電BGの代表者による代理回収において、一送への支払方法に関して口座振替サービスを行っていただきたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 2025年9月8日 第68回料金制度専門会合にて記載されたとおり、まずは効果が大きい需要側の託送料金について早期に導入すべく対応を進めているところ。</li><li>➤ 発電側課金への導入については、需要側の託送料金への導入以降、各一送側のシステム制約や、費用対効果を踏まえ、今後検討していく（一部については導入決定）。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>（新規）代理回収の可否について、毎月の発電BGの代表者（発電契約者）への意思確認を省略してほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 代理回収可否については、発電契約者からの毎月の回答に基づき、地点ごとに判断している。</li><li>➤ 代理回収不可の場合、一送による直接請求へ切り替える運用であるが、同請求の正当性を担保する重要な根拠となり、誤請求を防止する観点からも、この確認プロセスを省略すべきではないと考えている。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>（新規）発電側課金の請求データの連携タイミングを検針日+4営業日目よりも1日前倒ししてほしい。</li></ul> <p>⇒早い一送の場合は、検針日の翌営業日又は翌々営業日にデータ提供されるが、遅い一送の場合は、検針日+4営業日目の時間外に連携されるため、相対契約先への連絡も当日の時間外と遅くなっている。1日前倒しが可能であれば、提供日の翌営業日の朝から対応できるため、時間外での実務負担軽減になる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 発電側課金算定にあたり、発電量確定・需要側調定実績が必要であり、現在でも限られた時間内で請求データの公開を行っているが、現行の公開タイミングは各社のシステム仕様によるものであり、公開タイミングを早めるためには、大規模なシステム改修が必要となるため、慎重な検討が必要。</li></ul>

## (前ページの続き)

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
<ul style="list-style-type: none"><li>（新規）「系統連系受電契約」のひな形や、「代理回収業務」に係る契約書文言例を示してほしい。</li></ul> <p>⇒発電契約者は、一送の代理として、発電者と系統連系受電契約を締結することとされているが、そもそも「系統連系受電契約」がどのような契約なのか、どのような条項を盛り込めばよいのかなど、一送に問い合わせても明確には分からなかった。また、「代理回収業務」に係る規定についても、一送の託送供給約款内容を、発電契約者を主語に書き換える場合、どのような契約書文言例が良いかも提示していただけると助かる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 監視等委とも相談の上、監視等委から公開されている「発電側課金の発電者向け説明資料（例）」に具体的な記載例を追記する方向で検討したい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>（新規）自治体（発電者＝発電契約者）向けに自己託送の運用委託を受けているが、代理回収業務のスキームではないため、自治体を経由しないと発電側課金の支払いができず、事務負担が過剰となっている。自己託送においても、代理回収業務のスキームのように銀行口座振り込みを受け付けていただきたい。</li></ul> <p>⇒一送から自治体に対して発電側課金の請求が直接行われることになるが、当社としては運用委託料として発電側課金負担相当分を算入し、運用委託を受けている当社で支払うことを希望しているが、一部自治体にご理解をいただくことができず、毎月の電力量料金との相殺か、当社から個別請求をすることによって対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自己託送の場合においても、代理回収スキームを活用して、銀行振込を受付する方向で検討を進めていく。</li></ul>

※その他、発電側課金に関して個別に対応が必要な要望についても、各一般送配電事業者に伝達している。

- 
1. アンケート調査等の実施結果
  2. アンケート調査等で確認された課題への対応状況
  - 3. 次年度のアンケート調査等**

# 次年度のアンケート調査等について

- 今回のアンケート及びヒアリング調査によって「発電が小売に転嫁を実施したくても、小売側が転嫁に応じない」といった事案は確認されなかった。一方で、発電側課金制度の運用にあたって一定の課題も確認されたところ。
- 今後とも、発電側課金制度の制度理解の更なる向上に繋がる取組を進めるとともに、一般送配電事業者等に対する手続きの改善要望のフォローアップを進めていきたい。
- 発電側課金の小売への転嫁に係るアンケート調査及びヒアリング調査については、次年度も継続していく。